

# 官報

平成二十九年三月七日

## ○第百九十三回 衆議院会議録 第八号

平成二十九年三月七日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

官報(号外)

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣塩崎恭久君。

(國務大臣塩崎恭久君登壇)

○國務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりまして、その趣旨を御説明いたします。

急速な少子高齢化が進展する中で、就業促進や雇用継続を通じた職業の安定を図り、誰もが安心して活躍できる環境の整備を進めることができます。また、基本手当の重要な課題となっています。また、基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置の期限が今年度末までとなっています。

こうした状況を踏まえ、雇用保険の失業等給付の拡充、失業等給付に係る保険料率の暫定的な引き下げ、職業紹介事業等の適正な事業運営を確保するための措置の拡充、子育てと仕事が両立やすい就業環境の整備等を行うこととし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、雇用保険制度について、離職者の実情に応じた失業中のセーフティーネットの確保や労働者の職業能力の向上等に取り組むため、若い世代の基本手当の所定給付日数の拡充、教育訓練給付等の拡充を行うとともに、災害により離職した方等の給付日数の延長を可能にすることとしています。

また、平成二十九年度から平成三十一年度までの間、暫定的に、失業等給付の保険料率の引き下げを行うとともに、失業等給付等の国庫負担について国庫が負担することとされている額の百分の十としています。

第二に、職業紹介等に関する制度について、その機能強化と求人情報等の適正化を図るため、ハローワーク等が労働関係法令違反の求人者等からの人を不受理とすることができる制度の強化、虚偽の求人申し込みに係る罰則や募集情報等提供事業に係る指導監督権限の創設を行うとともに、

求人票等で明示した労働条件を変更しようとする場合等に、変更内容等の明示義務を課すこととしています。

第三に、育児休業制度について、男女ともに働きながら子育てができる環境を整備するため、子が一歳六ヶ月に達するまで育児休業をしてなお雇用の継続のために必要と認められる場合に限り、あわせて、育児休業給付の給付期間の延長を行なうこととしています。

最後に、この法律案は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行することとしています。

以上が、この法律案の趣旨でござります。

(拍手)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。郡和子君。

(郡和子君登壇)

○郡和子君 民進党の郡和子です。(拍手)

冒頭、まず、北朝鮮の弾道ミサイル発射に強く抗議をいたします。

明確な国連安保理決議違反であり、断じて看過できません。国際社会に対し、このような挑発行為を続ける北朝鮮に対して、断固抗議いたします。

それでは、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部改正案について質問をいたします。

その前に、国民の大切な財産である国有地を、安倍総理夫人が名誉校長を務める森友学園に対し、九割引きといふ、ディスカウントストアもびっくりの破格の安値で投げ売りした件について一言申し上げます。

一連の経緯について、極めて不透明であったことはもはや国民周知の事実となりました。森友学園の籠池理事長夫妻が自民党の鴻池参議院議員に語ったというとおり、上から政治力で早く結論が得られるよう工作しない限り、このような結論に至るとは到底思えません。

我が党は、疑惑の核心を知る籠池理事長らの参考人招致を強く求めていますが、与党はこの疑惑が安倍政権を直撃することを恐れてか、参考人招致を拒み、安倍総理夫妻も利用されただけだと火消しに躍起です。

我が国財政は、アベノミクスのばらまき財政によって危機水城に近づいており、財政健全化は待ったなしの課題です。にもかかわらず、大切な国有地を総理のお友達あるいは応援団に大安売り

するというのは、国民に対する背信行為であります。与党には、速やかに籠池理事長らの参考人招致に応じ、国民への説明責任を果たすよう求めます。

それでは、質問に入ります。

政府は、昨年の通常国会で雇用保険法等の一部を改正する法律案を成立させ、雇用保険料率の引き下げ、育児・介護休業の見直し、マタニティーハラスメント対策など多岐にわたる改正を行いました。

雇用保険法は、平成に入つて十四回も改正をされております。また、改正内容の中にはことしの一月一日施行のものも含まれていて、施行間もなく再び法改正すれば、国民生活に混乱が生じるおそれもあります。政府には、現場に混乱が生じないように、慎重かつ適切な対応を求めます。

まず、失業等給付の拡充について伺います。

倒産、解雇等による離職者の失業給付の所定給付日数の一部拡充など、本法案に雇用のセーフティーネットを拡大する内容が盛り込まれたことは一步前進であると考えます。しかし、本法案

は、給付の拡充を倒産、解雇による離職者の一部に限定するとともに、雇いどめ離職者への対応を暫定措置等にとどめる一方で、教育訓練給付の拡充は恒久措置です。雇用保険の本体給付と訓練給付のバランスがとれていません。

なぜ今、セーフティーネットである本体給付の恒久化を先送りしたのか、厚労大臣の答弁を求めます。

次に、自己都合離職者等の給付水準の引き上げについて伺います。積立金残高が平成二十八年度末の見込みで六兆二千億円を超えるまでに積み上がったのは、二〇〇〇年改正と二〇〇三年改正で行つた大幅な自己都合退職者の給付カットが今日まで続いていることなどが要因と考えられます。

積立金に余裕があると判断したのであれば、ま

ず、当時カットされた自己都合退職者の給付を二〇〇〇年及び二〇〇三年改正前の水準まで戻すことを検討すべきであると考えますけれども、検討されたのかどうか、大臣の答弁を求めます。

失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時

限的引き下げについて伺います。

国庫負担が政府の雇用対策への責任を示すものであることを鑑みれば、その大幅な引き下げは時限措置でなければなりません。

本法案では、三年間の国庫負担率の引き下げの後、自動的に国庫負担はもとに戻ることになつていますが、また法改正して引き下げを延長する

うことがないと約束いただけます。また、国庫負担は本来の水準の五五%の額に暫定的に引き下

げられていますが、本来の水準に戻すことについ

てどのように考へているのか、答弁を求めます。

政府は、国庫負担の引き下げの理由について、

単に、雇用情勢が改善し、受給者実人員が減り、積立金が六兆円を超えるまで積み上がつたため

どと短絡的な説明しかしておりません。今後の給付と国庫負担、保険料率のあり方を示すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を求めます。

次に、職業紹介に関する制度の改正について伺

います。

政府は、今回の法改正で、募集情報等提供事

業、いわゆる求人情報サイトや求人情報誌の募集

情報の適正化のために講すべき措置を指針に定め

るだけにとどめました。虚偽の求人情報の提示

は、人生を左右させる悪質な行為です。指針でどの程度なくせると考へているのか、大臣の見解を伺います。

また、本法案は、ハローワーク等を通じて虚偽

の条件を提示した求人者を罰則の対象としていま

す。しかし、現行法でもハローワーク等を介さず

に虚偽の条件を提示した場合は罰則の対象ですか

れども、その適用事例について、厚労省は全く把

握していないとのことです。

大臣の答弁を求めます。

このような無責任なスタンスを貢き、虚偽求人の実態を把握しないつもりなのか、厚労大臣の答弁を求めます。

育児休業に係る制度の見直しについて伺いま

す。安倍総理は、女性活躍、女性活躍と連呼し続け

ています。一方で、平成二十九年度末までに待機児童をゼロにする約束は事実上ほごにし、六月に新たな待機児童解消プランを決定すると報じられました。できないことへ、まずおわびをするべきです。やるふりだけを見せられても、ママたちの不安はおさまりません。

昨年、民進党が緊急提言した待機児童の全国統一基準も、いまだにつくろうとしていません。統一基準がないことで、待機児童はゼロでも保育児童は大勢いるという事態が起きているんです。

全国に多くいらっしゃるお母さんたち、先日、国会にお集まりになりました。ことしも保育園落ちた、さようなら私の自立と次々に発言するママたち。与党議員の姿がないことを嘆くママもいました。そして、きょうこの時間も、多くの皆さんたちが保育園に入りたいと院内集会を開いています。

待機児童はいつまでにゼロにするのか、待機児童の全国統一基準をつくるのかつづらないのか、つくるのならないつまでにつくるのか、明確にすべきです。答弁を求めます。

今回の法改正では、育児休業期間を最長二年に延長することを可能にしています。労働政策審議会雇用均等分科会の議論では、労使とともに、今回

の程度なくせると考へているのか、大臣の見解を

伺います。

また、現在制定されているパパ・ママ育休ブラン

スは、男女が交互または同時に取得すれば育児休業期間を一歳二ヶ月まで延長できるというものですが、今回の改正で、保育園に入れない場合、最

大二歳まで育児休業を延長でき、さらにこのパパ・ママ育休プラスとの差が開くことになります。いつまでたつても男性の育休取得にはつながりません。

そもそも、育休取得者でも、経済上の理由や、休業を長くとると保育所に入れなくなるといった

理由から、一年程度で復帰を希望する人が多いと思われますが、どの程度の人が二年に延長するこ

とを必要としているのか、立法事実を御説明いた

由をお聞きします。大臣の答弁を求めます。

また、今回の育休延長と、以前總理が打ち出したものの批判を浴びて引つ込めざるを得なかつた三年間だつこし放題と、どこがどう違うのか。私は、どちらも女性を家庭に押し込める政策でしかないといふふうに思うのですが、その違いを明確にお答えください。

男性の育児休業取得率は二・六五%と低迷した状況ですが、政府は、男性の取得率を二〇二〇年までに三%にする目標を立てています。本法案の育児休業期間の延長が二〇一七年十月一日施行であることや、この法案の見直しが五年と附則に記載されていることを考えれば、今回の改正が目標達成に向け抜本的な取り組みを行つ最後のチャンスと言えるのではないかでしょうか。

しかし、本法案では、男性の育児参加促進策について努力義務しか設けておらず、抜本的な改善策は見送られています。これは、政府が二〇二〇年までの目標をおろすということなのでしょう

か。そうではないのであれば、諸外国の例に倣い、パパクオータ制など、男性の育児休業取得促進に向けた抜本施策を盛り込むべきであります。もし明言せずとも、目標をおろしたのと同じであります。大臣、この点について明快な答弁を求めて

官 輶 (号 外)

育休を二年に延長することによってやめずに済む人がいるとは思いますが、まずは、男性が率先して育休を取得できる仕組みづくりや、復帰したいタイミングで安心して子供が預けられるゼロ歳児、一歳児の保育所の整備に重点的に取り組むことが必要ではないでしょうか。

保育所整備のためには、保育士不足の深刻な状況を変える。政府の予算案の処遇改善では不十分であります。民進党などは、全ての保育士の給与を五万円引き上げる法案を既に国会に提出していますが、いまだその法案は審議いただけません。改めて、政府・与党に審議をするよう強く求めます。大臣の答弁を求めます。

就学前の子供の育ちには、親や保護者が子供と向き合える環境を整える、このことが重要です。時間外労働の上限規制だけでなく、インターバル規制も導入すべきなのです。

民進党など野党四党が提出している長時間労働規制法案には、勤務の終わりから翌日の勤務開始までに一定時間の休息を確保するインターバル規制の導入を義務づけています。インターバル規制の導入が、今月中にまとめられる働き方改革の実行計画に盛り込まれるのか。また、子育てと仕事を両立のために、過重な長時間労働を促進する高度プロフェッショナル制度の創設や裁量労働制の拡大はしないと力強く宣言できるのか。働き方改革担当大臣と厚労大臣の答弁を求めます。

最後になりますけれども、雇いどめされた方や、子育てで仕事をやめざるを得ない窮地に立たされている保護者のセーフティーネットとして機能し、悪質な事業者から、新しい仕事にチャレンジしようとする方を守るものとなるよう、当事者の声をしっかりとお聞きになつて、真摯に向き合ふことを求めまして、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣塙崎恭久君) 郡和子議員にお答えを申し上げます。

まず、雇用保険の本体給付と訓練給付のバランスについてのお尋ねがございました。

教育訓練給付の拡充については、少子高齢化が進展する中、働く方の職業能力の開発、向上が今後ますます重要となってくると考えているため、恒久措置として位置づけております。

一方で、雇いどめによる離職者に対する暫定措置については、リーマン・ショック以後の急激に悪化した雇用失業情勢や経済状況に鑑み、これまで暫定措置としてまいりました。近年、雇用失業情勢の改善が進み、雇いどめによる離職者は減少傾向にあるものの、非正規の仕事で働く方が増加傾向にあることを踏まえ、暫定措置として、今後の推移を見きわめることとしております。

次に、過去の改正で削減をされた自己都合離職者の給付水準の回復についてのお尋ねがございました。

基本手当の給付水準を二〇〇〇年、二〇〇三年改正前の水準に戻すことについては、昨年度に引き続き、労働政策審議会において議論がなされました。

その結果、倒産、解雇等により離職した方のうち、被保険者期間が一年から五年の三十歳から四十五歳の層については、所定給付日数内での就職率が他の層と比較して低くなっていることを踏まえ、給付の拡充を行うこと、また、基本手当日額の下限額、上限額等についても、最新の賃金分布をもとに引き上げることとの結論に至り、これらについて基本手当を拡充しております。

なお、さらに基本手当の拡充を行うことは、早期再就職のインセンティブを弱め、かえつて再就職を阻害することにもつながりかねないとの意見もあることから、慎重な検討が必要と考えております。

今後の給付と国庫負担、保険料率についてのお尋ねがございました。

今回の法案における国庫負担の引き下げについては、三年間に限り行うものであり、その後は現在と同じ水準に戻ることとなっております。

さらに、国庫負担については本来の割合に戻すべきとの基本的な考え方は変わらず、平成三十二年度以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することを改めて法律附則に明記しております。

また、長期的な給付と保険料率については、雇用情勢等に左右されるもので、現時点で具体的に申し上げることは困難ですが、働く方が失業した場合に、早期再就職に向けて適切に支援ができることが重要だと考えております。

募集情報等提供事業についてのお尋ねがございました。

求人情報サイト等に虚偽の求人情報が掲載されることとは、あつてはならないと考えております。

現行でも、事業主が虚偽の条件を提示して働く方を募集することは職業安定法に抵触するものであり、こうした事案に対しては、指導等により是正を図っております。

これに加え、今回の改正では、求人情報サイト等の募集情報等提供事業についても、情報の適正化に向けた努力義務を課し、指導監督を行うこととしております。

虚偽求人についてのお尋ねがございました。

厚生労働省では、虚偽の条件を提示して働く方を募集した事業主に対しては、指導等により是正を図っており、是正されずに告発を行った事例はありません。

今回の改正では、ハローワーク等に虚偽の条件を提示する場合も罰則の対象に加えることとしており、今後とも、問題のある事案の把握に努め、事案に応じて必要な指導等を行ってまいります。

待機児童についてのお尋ねがございました。

待機児童解消を目指すという目標は、決しておろしません。総理の発言にもあつたように、本年四月以降に明らかになる改善状況等を見きわめた上で、待機児童ゼロのための新たなプランを六月までに決定してまいります。

また、待機児童数調査検討会の目的は、待機児童の定義の見直しではなく、市区町村ごとの不合理な運用上のばらつきを是正することであり、年度内をめどに取りまとめる予定でございます。

育児休業の再延長の趣旨についてのお尋ねがございました。

今回の法案は、子供が保育園等に入園できないために、働く方が離職せざるを得ないという事態を防ぐことを目的としているものでございます。

昨年十二月の労働政策審議会の建議では、延長の期間は最長二年までと考えられること、一歳六ヶ月に達した後のさらなる延長については、緊急的なセーフティーネットとしての措置であることが明確になるようすべきであることなどが指摘をされておりまして、今回の法案は、この建議を踏まえて作成したものでございます。

育児休業の再延長と過去の取り組みとの違いについてのお尋ねがございました。

御指摘の三年間だつこし放題とは、希望する方々が男性でも女性でも、育児休業や短時間勤務をとりやすい職場環境を整備してほしいという趣旨で、平成二十五年四月に、総理が経済界へ要請を行つたものであります。

今回の改正では、一定の場合には二歳までの育児休業を可能とすることに加え、育児休業の対象となる方に個別に取得を奨励することを事業主の努力義務とすることにより、働く方が、その希望に応じて、より柔軟に育児休業を取得できるようになります。

男性の育児休業の取得促進についてのお尋ねがございました。

これまで、育児休業取得に対するハラスメント防止措置の義務づけや、イクメンプロジェクト実施、積極的に取り組む企業に対する助成等を行つてきましたが、これに加えて、今回の法案では、事業主が育児休業の対象となる方を把握したときは、その方に個別に取得を奨励する仕組みを設けることとしました。

いわゆるクオータ制の御指摘については、日本の育児・介護休業法ではパパ・ママ育休プラスという特例を設けております。

これらの取り組み等により、引き続き、男性の育児休業の取得を促進してまいります。

現在、育児休業は、保育園に入れない等の事情がある場合には一歳六ヶ月まで取得することができますが、それでも子供が保育園等に入園できないために職場復帰を諦め、退職する方が一定数いらっしゃると考えられます。

そこで、保育園等に入れないので直ちに離職を迫られることがないように、緊急的なセーフティーネットの整備として今回の改正を行うものでございます。

民進党が提出している、保育士給与を五万円引き上げる法案についてのお尋ねがございました。まず、国会における法案審議の扱いについては国会がお決めになると考えておりま

す。

その上で、民進党等が提出した法案については、財源の確保策が何ら明らかになつていません。処遇改善のほか、就業促進や離職の防止などを含めた総合的な人材確保策となつていない点が問題であると考えております。

高度プロフェッショナル制度や裁量労働制についてのお尋ねがございました。

既に提出をしております労働基準法改正法案に

おける高度プロフェッショナル制度や裁量労働制の対象となる方は、あくまで、業務の遂行手段や行つてきましたが、これに加えて、今回の法案では、事業主が育児休業の対象となる方を把握したときは、その方に個別に取得を奨励する仕組みを設けることとしました。

このことについて、雇用保険料率は昨年改定で

時間配分をみずから裁量で決定し、自律的で創

造的で働く方でございます。さらに、働き過ぎを防ぐためのさまざまな施策も講じています。

したがって、長時間労働を促進するとの指摘は当たらず、撤回する考えはございません。(拍手)

〔國務大臣加藤勝信君登壇〕

○國務大臣(加藤勝信君) 郡和子議員より、勤務時間インターバル規制についてのお尋ねがありました。

働き方改革の目的は、労働者の健康の確保を図った上で、女性や高齢者が活躍しやすい社会をつくりていくためのものであり、ワーク・ライフ・バランスを改善していくこともあります。

勤務間インターバルは、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要であります。

他方、日本では、導入している企業は二・二%

であり、罰則つきのインターバル規制については、今直ちに導入する環境にはないものと考えられます。

また、EU指令でも、農業や港湾、空港労働者、鉄道輸送といった業種などで十四もの例外規定が設けられていることなどからもわかるよう

に、労務管理上の問題もございます。

政府としては、勤務間インターバル導入する

ため、労務間インターバル規制についての実現を実現するために、政府がイニシアチブを發揮し

て、大胆な改革を進めていく決意が何よりも求められております。このような立場から、以下質問をさせていただきます。

アベノミクスの推進により、有効求人倍率は史

上初めて四十七都府県全てで一倍を超えて、失業率は二十二年ぶりの低い水準まで下がるなど、雇用関係の指標も着実に改善しております。雇用情

勢の好転を背景に、本改正案において、雇用保険料率を暫定的に引き下げる一方で、基本手当の賃金日額水準の引き上げなど、給付の拡充が盛り込まれております。

このことについて、雇用保険料率は昨年改定で

○議長(大島理森君) 角田秀穂君。

〔角田秀穂君登壇〕

○角田秀穂君 公明党の角田秀穂です。

公明党を代表して、ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

今、若い人々や女性、高齢者、障害者も含め、誰もが将来に明るい希望が持てる社会を実現する上

で、ライフステージに応じた多様かつ柔軟な働き方を可能とする環境の整備など、働き方改革の早急な実行が求められています。

公明党は、昨年十二月に、働く人の立場に立つた働き方改革の実現に向けた提言を安倍総理に提出いたしました。

提言では、長時間労働の慣行を断ち切るために時間外労働の上限設定や、非正規労働者の正社員化の促進、同一労働同一賃金の実現、さらに、女性や障害者、難病を抱える方が自立して働けるよう、さまざまな環境の整備を求めていましたが、これら提言の内容の多くが、今般政府がまとめた同一労働同一賃金ガイドライン案、さらには今回の雇用保険法改正案に反映されていることをまず評価したいと思います。

あくまでも、働く人の立場に立つた働き方改革を実現するために、政府がイニシアチブを發揮し

て、大胆な改革を進めていく決意が何よりも求められております。このような立場から、以下質問をさせていただきます。

アベノミクスの推進により、有効求人倍率は史

上初めて四十七都府県全てで一倍を超えて、失業率は二十二年ぶりの低い水準まで下がるなど、雇用関係の指標も着実に改善しております。雇用情

勢の好転を背景に、本改正案において、雇用保険

料率を暫定的に引き下げる一方で、基本手当の賃

金日額水準の引き上げなど、給付の拡充が盛り込まれております。

このことについて、雇用保険料率は昨年改定で

引き下げられたばかりであり、二年連続の引き下げとなります。今回再び引き下げを行う理由、

また、平成三十一年度までの国庫負担率の引き下げについて、安定財源を確保した上で本則に戻すとしておりますが、今後どのように財源を確保し

ていくのか、厚生労働大臣のお考えを伺います。

雇用情勢が改善する一方で、非正規の雇用形態で働いている方の中には、特にバブル崩壊以降のいわゆる就職氷河期世代を中心いて、不本意ながら非正規で働いているという人が、平成二十八年労働力調査によれば二百九十六万人と依然として多数存在しており、不本意非正規労働者の希望する働き方への転換、正社員化の促進は、今なお大きな課題として残されています。

本改正案において、雇い止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産、解雇並みに手厚くする暫定措置の実施等が盛り込まれておりますが、雇用情勢が改善している今こそ、能力開発の充実も働き方への転換、正社員化の促進は、今なお大きな課題として残されています。

本改正案において、雇い止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産、解雇並みに手厚くする

働き方への転換、正社員化の促進は、今なお大きな課題として残されています。

らでも学びやすい教育プログラムの創設など、女性がライフステージに応じて再就職できる環境整備も強く求められております。

本法案では、専門家実践教育訓練給付の拡充に伴い、子育て女性のための学び直し、リカレント教育の講座増設が期待されておりますが、現在開設されている講座は極めて少ないことから、国としても積極的に大学等に働きかけていくとともに、産業界との連携についても支援を講じていくことが必要と考えます。

今後のリカレント教育の充実についてどのように取り組んでいくのか、文部科学大臣の見解を伺います。

改正案では、保育所等に入れないので、離職せざるを得ないなど、働き続けることに支障が出る事態を防ぐため、育児休業期間を最長二年延長できるようにする措置が盛り込まれているほか、事業主に、休業に関する定めを労働者に対して周知するよう、努力義務を新たに規定しておりますが、育児しながらでも希望する働き方を続けるためには、待機児童解消に向けた保育所等の受け皿整備を力強く推し進めることが何よりも重要なことは言うまでもありません。

その上で、育児休業を取得しやすい環境づくりを進めることも重要と考えます。

職場におけるマタニティーハラスメント等の防止措置の徹底とともに、育児休業取得率を見ても二%台にとどまっている男性の育児参加促進に向けた事業主への指導、啓発などにも積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、女性が働きやすい環境づくりに向けての厚生労働大臣の見解を伺います。

障害や病気を抱えていても、持てる能力を活用して、生きがいを持つて働くことのできる環境づくりも重要な課題と考えます。

本法案では、雇用保険二事業、雇用安定事業と能力開発事業について、労働生産性の向上に資す

るものとなるよう留意しつつ、行われるものとする旨を明記することとしております。

これら事業で実施されている、障害者など就職困難者を雇い入れた場合の助成を初め、雇用安定や能力開発も含めて、働きやすい環境づくりための支援の充実をさらに進めていくべきと考えます。今後は必ずしも生産性向上に直接結びつくものではありません。

生産性要件は必須要件ではないとのことです。が、生産性向上が強調されることによって、結果として障害者等の働き方改革が停滞するようなことがあります。

改正案では、保育所等に入れないので、離職せざるを得ないなど、働き続けることに支障が出る事態を防ぐため、育児休業期間を最長二年延長できるようにする措置が盛り込まれているほか、事業主に、休業に関する定めを労働者に対して周知するよう、努力義務を新たに規定しておりますが、育児しながらでも希望する働き方を続けるためには、待機児童解消に向けた保育所等の受け皿整備を力強く推し進めることが何よりも重要なことは言うまでもありません。

その上で、育児休業を取得しやすい環境づくりを進めることも重要と考えます。

職場におけるマタニティーハラスメント等の防止措置の徹底とともに、育児休業取得率を見ても二%台にとどまっている男性の育児参加促進に向けた事業主への指導、啓発などにも積極的に取り組んでいく必要があると考えますが、女性が働きやすい環境づくりに向けての厚生労働大臣の見解を伺います。

障害や病気を抱えていても、持てる能力を活用して、生きがいを持つて働くことのできる環境づくりも重要な課題と考えます。

本法案では、雇用保険二事業、雇用安定事業と能力開発事業について、労働生産性の向上に資す

前途ある若い人たち、女性や高齢者、障害や病気を抱えている人々、誰もが未来に希望を持つて生き生きと活躍できる社会を実現するため、公明党はこれからも、国、地方を通じたネットワークを駆使して、庶民目線に立った改革の推進に全力で取り組んでいく決意を申し上げ、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

[国務大臣塙崎恭久君登壇]

○国務大臣(塙崎恭久君) 角田秀穂議員にお答え申し上げます。

まず、保険料率引き下げの理由と国庫負担の本則復帰の財源についてのお尋ねがございました。近年の雇用情勢の改善により、雇用保険の被保険者数が増加するとともに、受給者が減少傾向にあるため、雇用保険財政は安定的に推移をしております。

希望に胸を膨らませて大手企業に就職した女性社員が、過重労働によってみずから命を絶つという痛ましい事件が起きました。過労死や過労自殺といつた働き方に起因する悲劇をこれ以上繰り返してはなりません。そのためにも、大胆な働き方改革の実行は、政治が最優先で取り組むべき課題と考えます。

目指されるべき第一は、働く人の心身の健康がしっかりと守られる働き方改革の実現であり、その意味からも、長時間労働の是正は急務であります。革の実行は、政治が最優先で取り組むべき課題と考えます。

これを踏まえ、制度の安定的な運営を確保できることを前提として、三年間に限定した上で保険料率の引き下げを行うこととしたものでございません。

また、国庫負担の本則復帰につきましては、本来の割合に戻すべきとの基本的な考え方方が変わるものではなく、平成三十二年度以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することを改めて法律附則に明記しております。

特に、最近では、心の健康の保持増進が大きな課題になつてることに対応して、ストレスチェック制度の義務づけなど、職場でのメンタルヘルス対策の推進が図られようとしておりま

す。が、将来の見通しが立たず強いストレスにさらされている、失業中、求職の方へのメンタルヘルス対策にも力を入れていく必要があると考えます。今後のメンタルヘルス対策の取り組みについて、厚生労働大臣伺います。

正社員への転換などをを行う事業主へのキャリアアップ助成金を拡充するなど、企業における正社員転換や待遇改善の強化を進めてまいります。

同一労働同一賃金については、ガイドライン案を実効性あるものにするよう、不合理な待遇差に

関する司法判断の根拠規定の整備や、非正規で働く方と正規で働く方との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、法改正の検討を進めています。今月に取りまとめられる働き方改革実行計画も踏まえながら、法改正案の早期の国会提出を目指してまいります。

女性が働きやすい環境づくりについてお尋ねがありました。

保育の受け皿については、平成二十九年度末までの五年間で五十万人を超える整備を進めることとしております。

また、ことし一月から、育児休業取得に対するハラスメント防止措置が義務づけられましたが、これに加え、今回の法案では、事業主が育児休業対象者に育児休業の取得を個別に勧奨する仕組みを盛り込んでおります。

こうした取り組みを進め、男女ともに仕事と育児を両立しやすい職場環境を実現してまいりました。

生産性向上を明記する理由と、障害者等が活躍しやすい環境づくりについてのお尋ねをいただきました。

急速な少子高齢化が進展する中では、働く方々の能力を向上させ、生産性を高めることができることから、生産性の向上を後押しする理念を雇用保険法に明記することいたしました。しかしながら、障害のある方の就労支援策等、生産性向上を求めることが必ずしもなしらないものにつきましては、これを要件とすることは考えておりません。

また、障害のある方も病気の方も、希望や能力、適性などに応じて、活躍しやすい環境を整備していくことが重要でございます。このため、御本人の障害と傷病の特性に応じ、治療や通院等と仕事との両立を可能にする制度を導入する事業主を支援するなど、障害のある方などが安定的に働き続けられる環境を整えてまいります。

失業者、求職者を含めた今後のメンタルヘルス対策の取り組みについてのお尋ねをいただきました。

働く方の心身の健康の確保は、過労死等の防止にとどまらず、働く方のやる気と能力を發揮していただきための基盤となるものであります。

働く方のメンタルヘルス対策については、新たに義務づけたストレスチェック制度の履行確保に努めています。また、精神障害の労災認定が複数あつた企業本社に対する指導や、長時間働いた方に関する情報等を産業医に提供することを義務づけるなど、取り組みの強化を図ることいたしました。

仕事をお探しの方のメンタルヘルス対策については、ハローワークにおいて、臨床心理士による心の健康相談や、みずからがストレスチェックシートで心の健康状態を把握し、必要に応じ、メールによるカウンセリングを受けられる体制の整備等に取り組んでおります。

今後も、これらのメンタルヘルス対策にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣松野博一君登壇)

○国務大臣(松野博一君) 角田議員から、リカレント教育の充実についてお尋ねがありました。

出産や育児を機に離職した女性が転職、再就職をするための環境整備のために、大学等における女性のリカレント教育の充実は重要と考えております。

文部科学省では、リカレント教育の充実も含め、女性のライフステージに応じたキャリア形成支援の推進のため、関係省庁とも連携し、大学等に働きかけるとともに、大学等と自治体、産業界が連携した、女性の学び直しをサポートする地域モデルの構築と普及を図り、実践的な能力を身につけられ、再就職につながる短期プログラムの認定制度の創設に向けた検討を行っています。

女性が、いつでもどんな状況からでも再出発できるよう、大学等における女性のためのリカレン

ト教育の充実に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会

総務委員	辞任	補欠	安全保障委員	辞任	補欠
谷 公一君	田畠 翁君	青山 周平君	今枝宗一郎君	青山 周平君	古川 康君
中谷 元君	田畠 翁君	吉田 豊史君	大西 宏幸君	吉田 豊史君	椎木 保君
田畠 翁君	吉田 豊史君	今枝宗一郎君	今枝宗一郎君	古川 康君	大西 宏幸君
中谷 真一君	谷 公一君	青山 周平君	今枝宗一郎君	古川 康君	吉田 豊史君
谷 公一君	中谷 真一君	椎木 保君	吉田 豊史君	吉田 豊史君	椎木 保君
元君	中谷 真一君	古川 康君	今枝宗一郎君	古川 康君	吉田 豊史君
出席国務大臣	財務金融委員	予算委員	文部科学委員	法務委員	辯公会委員
文部科学大臣 松野 博一君	厚生労働大臣 塩崎 恭久君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
厚生労働大臣 塩崎 恭久君	國務大臣 加藤 勝信君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
國務大臣 加藤 勝信君	厚生労働副大臣 橋本 岳君	武部 新君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
厚生労働副大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	古田 圭一君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
佐々木 紀君	武部 新君	重徳 和彦君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
武部 新君	古田 圭一君	佐々木 紀君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
村岡 敏英君	佐々木 紀君	重徳 和彦君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
佐々木 紀君	古田 圭一君	佐々木 紀君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
古田 圭一君	宗清 皇一君	重徳 和彦君	岩田 和親君	吉田 豊史君	辯公会委員
宗清 皇一君	津島 淳君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員
津島 淳君	國務大臣 佐藤 勝信君	武部 新君	青山 周平君	今枝宗一郎君	辯公会委員
國務大臣 佐藤 勝信君	厚生労働大臣 橋本 岳君	古田 圭一君	池田 佳隆君	大西 宏幸君	辯公会委員
厚生労働大臣 橋本 岳君	村岡 敏英君	佐々木 紀君	古田 圭一君	吉田 豊史君	辯公会委員

平成二十九年三月七日

衆議院会議録第八号

議長の報告

一、法務委員長から提出した次の国政調査承認要  
求に対し、議長は去る三日これを承認した。

## 国政調査承認要求書

## 一、調査する事項

## 一、裁判所の司法行政に関する事項

## 二、法務行政及び検察行政に関する事項

## 三、国内治安に関する事項

## 四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期すため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十九年三月三日  
法務委員長 鈴木 淳司  
衆議院議長 大島 理森殿

官 報 (号外)

(質問書提出)  
質問主意書(逢坂誠二君提出)

教育基本法第二条第五号に關する質問主意書(初鹿明博君提出)

政治家の名前を付して寄附の勧誘をする行為に  
関する質問主意書(初鹿明博君提出)  
安倍昭恵内閣総理大臣夫人の活動に関する質問  
主意書(辻元清美君提出)

一、去る二月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。  
意書は次のとおりである。

北方領土へのロシア軍の配備に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

教育基本法の理念と教育勅語の整合性に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

政治家の名前を付して寄附の勧誘をする行為に  
関する質問主意書(初鹿明博君提出)

元海兵隊員による女性強姦・殺人・死体遺棄事件  
件とその後の公判における容疑者の陳述により  
明らかとなつた米軍の兵士教育の歪等に関する質問  
主意書(辻元清美君提出)

（質問書提出）  
質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る二月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十九年三月三日  
法務委員長 鈴木 淳司  
衆議院議長 大島 理森殿

（質問書提出）  
質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る二月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

I S I Lへの掃討作戦等を実施する諸外国の軍隊に対する自衛隊による後方支援活動に関する質問主意書(小川淳也君提出)

内閣総理大臣が憲法改正を要請することに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

内閣総理大臣の法的的地位に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

（質問書提出）  
質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、去る二月二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大渕愛子弁護士は、「法テラス」の利用による着手金、顧問料の受領に関し、依頼人が大渕愛子弁護士に支払った十七万八千五百円の返還請求をしたにもかかわらず、その返戻を拒絶し、東京弁護士会から返戻するよう説得を受け、やつと五カ月後に返金した。

その後、依頼人の「懲戒請求」により、東京弁護士会が、大渕愛子弁護士に対し、平成二十八年八月二日「業務停止一月」の懲戒処分を下した件(議決書 平成二十七年東懲第二十八号)につき、以下とのおり、質問する。

一、大渕弁護士は、「法テラスのルールを知らないかった」と言つているが、間違いと気が付けばすぐに返済するはずなのに、返済を拒否し続けたことは、弁護士の品位を失うばかりではなく、悪質と言わざるを得ないとと思うが、政府の見解を問う。

二、また、議決書では、大渕愛子弁護士は「委任契約」あるいは「報酬契約ならびに顧問契約」などの契約書を一切作成していないあるが、「法テラス」では、作成の義務化はされていないのか。

三、今回の大渕愛子弁護士の「法テラス」に対する不正行為は、一般市民の弁護士に対する信頼を裏切る行為であつたこと以外のなにものでもありません。今後、このような不正を防止し、依頼人が安心して、「法テラス」を利用できること等、政府はなにか施策を考えておられるのか。

四、私は、今回の東京弁護士会の判断は、良識ある判断をされたと思つています。ただ、ある弁護士が「処分が重いし、不当。異議申し立てをすべき」と言つてはいるようですが、もし、異議申し立てがなされた場合、前回同様の良識のある判断をされることと想いますが、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質一九三第七五号  
平成二十九年二月二十八日  
内閣総理大臣 安倍晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員上西小百合君提出「法テラス」の利用による着手金等受領に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。







和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則が満たされているかについては、国際連合南スーアン共和国ミッション(以下「UNMISS」という。)に派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派遣施設隊日々報告」を含む要員からの報告や、我が国大使館、国際連合等からの情報等を総合的に勘案し、政府として、適時適切に判断しているものであり、御指摘のように「法的な意味における戦闘行為とそれ以外の戦闘を区別して報告させるべき」とは考えていない。

六について  
お尋ねの趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、御指摘の「法的な意味における戦闘行為」については、一についてでお答えしたところである。

## 七から九までについて

お尋ねの趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、御指摘の「法的な意味における戦闘行為」については、一についてでお答えしたところである。

七から九までについて

お尋ねの趣旨が明らかではなく、お答えすることは困難であるが、UNMISS派遣部隊の派遣については、国際連合から我が国に対し、UNMISSへの要員の派遣について要請があり、我が国としても世界の平和と安定のため一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、PKO法に基づきUNMISS派遣部隊を派遣し、道路等の維持補修等の分野における国際平和協力業務を実施しているところであり、UNMISS派遣部隊の派遣は、御指摘の「日本国憲法第九条のもとで許容される自衛の措置」等とは何ら関係ない。

なお、PKO法上、「武力紛争」を定義した規定はないが、政府としては、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いがPKO法上の「武力紛争」に当たると解してき

たところであり、当該「武力紛争」の一環として行われる「戦闘行為」は、「国家又は国家に準ずる組織の間で行われるもの」である。

その上で、一般に、実力を用いた争いが「武力紛争」に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案し

て個別具体的に判断すべきものと考えているところ、これまでに南スーアン共和国において発生した事案について、事案の当事者の一方であるマーシャル前第一副大統領派は系統立った組織性を有しているとは言えないこと、同派によ

る支配が確立されたに至った領域があることは言えないこと、さらに、同国政府と同派の双方とも事案の平和的解決を求める意思を有していると考えられること等を総合的に勘案すると、現状においても、UNMISSの活動地域においてPKO法上の「武力紛争」が発生しているとは考えていらない。

このため、委員会における稻田防衛大臣の答弁においては、「人を殺傷し、または物を破壊する行為はあつたけれども、それは国際的な武力紛争の一環としては行われていない」との認識を示すとともに、一についてでお答えした「法的な意味における戦闘行為と混同されかない「戦闘」という用語を用いた場合、PKO法上の「武力紛争」が発生したのではないかという誤解を招くおそれがあることから、国家又は國家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いではないことを明示するため、「武力衝突」という用語を用いていることを説明したところである。

一、去る三日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員逢坂誠二君提出防衛省の情報公開、公文書管理のあり方に関する質問に対する答弁書  
書

衆議院議員階猛君提出衆議院予算委員会における金田法務大臣の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村智奈美君提出児童扶養手当の現況届の提出の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問に対する答弁書

衆議院議員柿沢未途君提出中央競馬と地方競馬の「二重構造」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出安全保障と科学研究に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出認可保育所の退園に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出待機児童対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出安全保険と科学研究に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大串博志君提出認可保育所の退園に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格条項に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出待機児童対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出安全保険と科学研究に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格条項に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出安全保険と科学研究に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出待機児童対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出安全保険と科学研究に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格条項に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出待機児童対策に関する質問に対する答弁書

当該文書を廃棄したとして不存在決定したもの、その後、一部が発見されるという事態が生じた。さらに平成二十九年二月十八日の朝日新聞の報道では、「二〇一二年の派遣開始以来のすべての日報が電子データの形で見つかった」、「防衛省によると、日報は統合幕僚監部内の二つの部署のコンピューター端末で複数のフォルダーに分けられて保管されていた。統合トップの統合幕僚長に報告する際の基礎資料として使うためだつた」とこと告する際の基礎資料として使うためだつた」とこと明瞭にされた。

このような経緯は、防衛省の情報公開や公文書管理のあり方をめぐり、問題が少なくないことを示唆しているので、以下質問する。

一 平成二十八年九月の情報公開請求を受け、作成元や陸上自衛隊部隊などで探した結果不存在としたものの、防衛省統合幕僚監部で見つかつたというのが、防衛省から説明されている経緯である。統合幕僚監部は、当初、報告を終えた時点での使用目的を達することになり、報告の終了をもって廃棄したと説明した。しかし、日報がどこと共有され、どのように報告等に使われるのかは、陸上自衛隊及び統合幕僚監部で当然に把握されていたはずのものである。当初の探索範囲として挙げられている「作成元」や「陸上自衛隊部隊」以外に、統合幕僚監部を探索したのか。見解を示されたい。

二 本件は、平成二十八年九月の情報公開請求に対し、決定延長をした上で決定を行つており、十分に探索する時間があつたはずである。しかも、十二月二日に不存在決定を出し、その後、十二月二十六日に発見されているということとは、適切に情報共有範囲を設定して探索していないとは言い難い。防衛省はどのような基準に基づいて情報共有範囲を設定して探索していたのか。見解を示されたい。

三 二に関連して、情報の共有範囲を知りなが

ら、探索範囲を狭くして請求文書を探すことには、意図的に行政文書の存在を認知しないようする意図が働いているといわざるを得ない。また安易な不存在決定は情報隠しの隠れ蓑ではないか。政府の見解を示されたい。

四 海上自衛隊護衛艦たちかぜ「乗組員の自殺事案に関連して実施された艦内生活実態アンケートが、存在するにもかかわらず長く不存在とされ、海上自衛隊内でその存在が認識されてもなお、存在しないこととされていた問題では、二〇二年度に特命監察結果が海上幕僚長あてに報告されている。その報告書によると、再発防止に関する意見等が記載され、「不存在と判断する場合の再確認」として、「今後、開示対象文書を『不存在』と判断する場合には、海上自衛隊として、次を徹底することにより、当該判断の是非の再確認を行う必要がある」として、「海幕情報公開室から、海幕担当課を通じて関係部署等の文書管理者に対し、捜索要領において一時的に保有されている個人資料に紛れていることはないか、捜索箇所や手段において見落としがないか等、存在の可能性が考えられる当該部隊内すべての箇所を確認するよう細部に至る注意喚起を行い、特定作業を行わせる」[関係部隊等において不存在であった場合には、「陸幕内においても、同様に他の課室に拡大して特定作業を行わせる」としている。

南スードンPKOの日報は陸上自衛隊部隊のものであるため、海上自衛隊の特命監察がそのまま適用されるわけではないが、防衛省としては「たちかぜ」アンケートのことは問題として十分に認識しているはずであり、海上自衛隊の固有の問題というより、本来的には防衛省・自衛隊において教訓とされるべき問題であつたはずである。前記の再発防止意見でいえば、少なくとも捜索箇所の見落としがないかなど、安易な不存在を防止することは、情報公開制度の運用

上きわめて重要なことである。情報公開請求者は、自分で文書を探索することができず、情報を探索する意図が働いているといわざるを得ない。しかし、関連部署に、自らを積極的には開示したくない行政機関に、自らが知りたい情報の探索を委ねざるを得ないためである。誠実に文書を特定し、開示・不開示の判断をされていることを期待しているのである。その期待を裏切ることは、行政組織としての信頼性を著しく欠くことに他ならない。かかる海上自衛隊の特命監察による報告の趣旨は、防衛省内で共有されているのか。政府の見解を示されたい。

五 四に関連して、陸上自衛隊においても、海上自衛隊の特命監察による報告でいうところの、捜索要領において一時的に保有されている個人資料に紛れていることはないか、捜索箇所や手段において見落としがないか等、存在の可能性が考えられる当該部隊内すべての箇所を確認するよう細部に至る注意喚起を行い、特定作業を行わせる[関係部隊等において不存在であった場合には、「陸幕内においても、同様に他の課室に拡大して特定作業を行わせる」としている。

六 公開法の運用を見ると、防衛省は、情報公開請求に対する決定に占める不存在の割合が高い。防衛省が不存在決定の最も多い行政機関ではないが、外務省は別格として、明らかに防衛省の不存在決定は政府全体の運用状況と比べて多い。二〇〇一年～二〇一四年度の情報公開法の施行状況調査によると、十四年間で請求に対する決定に対し、不存在決定は全体で三・六二%だけなく、部隊の運用や部隊の派遣先での日報のような活動記録及び情勢報告は、ある時点での事実や状況認識を切り取った一次記録として蓄積し、様々な形で活用、評価の対象とされるべきものである。それは、部隊運用、そして海外派遣先での情勢認識が、有事や海外派遣時の即時の判断が求められる場面が想定される状況からすれば、自衛隊の判断・認識能力や情勢の評価能力を適切に評価し改善していくために

して文書が見つかったとされる事例は、単にこれら問題に関与した部署に限られるものではなく、全省的に取り組むべき課題として認識するべきであろう。防衛省の不存在決定の数が政府内で最も高い省庁の一つであることをどのようにとらえているか。また不存在が一転して文書が見つかったということは、関連部署のみならず全省的な取り組みを行うべきではないか。見解を示されたい。

七 六に関連して、外務省を除く他の行政機関に比べて不存在決定がそもそも多いという事実は、指揮系統が他の行政機関以上に明確でなければならぬ自衛隊及び防衛省においては、情報公開請求を受けた後の文書の探索範囲の設定、文書の所在の確認及び特定を適切に行うよう、現行制度を見直すべきではないか。見解を示されたい。

八 南スードンPKO派遣部隊の日報に関連して、日報が一年未満の保存期間文書であり、かつPKO関係文書が陸上自衛隊文書管理規則で三年保存文書とされることには驚きを禁じ得ない。平成二十八年十二月十四日の神奈川新聞の報道によると、日報は、「陸自の内部資料によると、派遣部隊の『日報』は後の訓練のための基礎資料として活用される『主要教訓資料源』とされ、特にPKO派遣などでは練成訓練のシナリオや、現地での教訓を後に反映させるためには使われる重要な資料とされる」。PKO派遣だけなく、部隊の運用や部隊の派遣先での日報のような活動記録及び情勢報告は、ある時点での事実や状況認識を切り取った一次記録として蓄積し、様々な形で活用、評価の対象とされるべきものである。それは、部隊運用、そして海外派遣先での情勢認識が、有事や海外派遣時の即時の判断が求められる場面が想定される状況からすれば、自衛隊の判断・認識能力や情勢の評価能力を適切に評価し改善していくために

も、本来不可欠である。また日報だけでなくPKO関係文書が二年保存で廃棄されることは、陸上自衛隊としての海外派遣に関する一次情報の蓄積が極めて乏しい状態であるということとされる。行政文書の保管期間を短期に設定し廃棄していくことは、情報公開請求対策や歴史文書として後世からの検証を回避するという消極的な利点が陸上自衛隊にあつたとしても、それを上回る損失がある。それは部隊を運用するといふ上でどう思われるか。また、それが現行の規定に關して、保存年限などを見直し、貴重な一次資料を歴史的なものとして長く保存すべきではないか。政府の見解を示されたい。

九 平成二十九年二月九日に行われた記者会見で、統合幕僚長は、日報に「戦闘」と記述されに指導していかたい」「戦闘行為は即時に自衛隊の活動に大きな制約がかかる。法的な戦闘といふ意味を自衛官として知つておく必要がある」「議論にも発展することを考えて書くようになうことだ」と述べたことが時事通信などにより報じられている。このような「指導」は本末転倒といわざるを得ない。政治的な議論に発展することを頭に日報が書かれることとなると、このように「指導」は本末転倒といわざるを得ない。政治的な議論に発展することを念頭に日報が書かれることとなると、率直さと現場感覚のない政治的な文書に日報が変質することになる。本来は、率直な現場レベルの報告をもとに、そのほかの情報や情勢を加えて総合的に情報評価を行うのは、意思決定者、政策決定者の責任である。より適切な判断をするためには、率直な報告が不可欠であり、それなしに妥当な意思決定、政策決定はできなはずである。そして、日報などの内容を評価した結果、例えば「法的な意味では戦闘ではない」と判断したのであれば、その妥当性を説明する責任は、意思決定者、政策決定者にある。このような一次情報、情報評価、意思決定・政

策決定の過程が記録として残されていることが、より適切な判断ができる組織の基礎となる。一次情報段階で政治的配慮を求めるることは、意思決定者・政策決定者にとって望ましい情報しか提供されない、あるいは記録として残つていかないと、組織として致命的な構造を抱えることになるのではないか。政府の見解を示されたい。

十 陸上自衛隊文書管理規則によると、陸上自衛隊独自の行政文書で保存期間満了後に歴史文書として移管とされているものがほぼないように等しく、廃棄することを前提としているようである。例えば、「陸上自衛隊史・部隊史(原本)」「陸上自衛隊報」は三十年保存のうち廃棄としている。一方、海上自衛隊は少なくとも「海上自衛隊史」は常用(無期限)とし、保存期間満了後は移管とし、廃棄しないものと規定されている。この違いはどのような理由から生じ、差があることを適切だと考えているのか。また、海上自衛隊史等も保存期間満了後は移管とし、無期限に保存すべきではないか。政府の見解を示されたい。

十一 陸上自衛隊文書管理規則では、「外國陸軍との情報交流に関する文書(一年)」、「国外情報に関する文書(一年)」、「日米幕僚懇談(一年)」、「他国軍交流(一年)」、「海外における能力構築支援事業(一年)」、「特殊作戦に関する文書(一年)」、「日米共同演習(三年)」、「統合訓練(三年)」、「米国における実動訓練(三年)」、「多国間訓練(三年)」、「教育訓練等の評価・分析(一年)」など、国民から見て、蓄積すべきではないかと思われる行政文書で、短期保存で廃棄とされているものが多数認められる。この行政文書の保管期間問題は、陸上自衛隊に限らず海上自衛隊、航空自衛隊、幕僚監部など全般にわたる問題である。公文書等の管理に關する法律第六条では、「適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適

切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない」と規定されており、「適切な記録媒体」を用いれば良いのであり、電子データとして保存するのであれば、廃棄することなく大量の行政文書の保存が可能であろう。自衛隊及び防衛省として、組織や活動の性質を踏まえて、行政文書の作成、保存期間、歴史文書としての移管など管理のあり方を見直すべきではないか。少なくとも日報は組織の資産として長期保存文書とし、移管対象とすべきではないか。政府の見解を示されたい。

十二 政府の情報公開請求に対する決定期間延長の二〇〇一年、二〇一四年度の運用状況を集計

すると、全体としては一割程度が三十日の決定期間内に決定がされず、三十日の期間延長ないしは特例延長としてさらに決定期間が延長されている。請求件数の多い省には定型的な内容の請求が多く、判断が必要なものもあるため、一律で個別判断が必要ないものもあるため、一概に単純な比較はできないが、外務省は例外として、防衛省は請求に対する決定期間を延長する割合が多く、長期化している。情報公開請求に対して決定が行われてお尋ねの「情報共有範囲を設定して探索」の意味するところが必ずしも明らかではないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の規定に基づき、平成二十八年十月三日に開示請求があつた国際連合南スードン共和国ミッションに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派遣部隊」という。)が作成する「南スードン派遣施設隊日々報告」(以下「日報」という。)については、当初、日報を作成したUNMISS派遣部隊及び日報の報告先の部隊である中央即応団司令部を探査したものである。その後、稻田防衛大臣の指示により、範囲を広げて探索を行つたところ、日報の電磁的記録が統合幕僚監部において確認されたものである。いずれにせよ、「情報隠しの隠れ裏」との御指摘は当たらない。

十三 防衛省は、行政文書の管理のあり方だけではなく、情報公開請求への対応を含む情報公開の

あり方の見直しを総合的に行うべきである。このため、積極的に外部意見を取り入れ、第三者による検討会などを設置し、改善に努めるべきではないか。見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第八〇号  
平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出防衛省の情報公開、公文書管理のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出防衛省の情報公開、公文書管理のあり方に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

六から八まで及び十から十三までについて

防衛省としては、情報公開法の規定に基づく開示請求に誠実に対応しているところであり、御指摘の「不存・在決定の数」、「請求に対する決定期間を延長する割合」及び「行政文書の開示請求の内容等、個別の事情によって様々であることから、御指摘の「探索範囲の設定が不適切な運用をしている」と及び「情報公開に対する消極的である」との御指摘は当たらないと考えている。

防衛省における行政文書の保存期間については、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)に基づき、行政文書の管理に関するガイドライン(平成二十三年四月一日内閣総理大臣決定)を踏まえ、防衛省行政文書管理規則(平成二十三年防衛省訓令第十五号)において定めており、同規則第四条第一項において機関等主任文書管理者を置き、また、同条第三項において、機関等主任文書管理者は総括文書管理者の事務を分掌することとしている。陸海空各自衛隊等の各機関においては、機関等主任文書管理者が、それぞれの機関の事務及び事業の性質、内容等に応じ、保存期間満了時の措置も含めた標準文書保存期間基準を定めているものである。

防衛省における行政文書の管理や情報公開の在り方については、稻田防衛大臣が平成二十九年二月二十日の衆議院予算委員会において、「一層緊張感を持って公文書の管理や情報公開の対応を行つよう、しっかりと指導してまいります」と答弁しているところであり、不斷の改善の努力を行つてまいりたい。

御指摘の第三者による検討会の設置を行うことは考えていない。

員に対し、情報公開制度についての教育を行つ

九について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の平成二十九年二月九日の記者会見において河野統合幕僚長は、日報において、UNM ISS派遣部隊が「戦闘」との用語を使用しないようとの指示は出しておらず、「政治的な議論に発展することを念頭に日報が書かれる」及び「一次情報段階で、政治的配慮を求める」との御指摘は当たらない。

詐欺罪に当たる行為を実行することを目的として成り立っている組織により行われたといえるかを判断したものである。そして、同決定は③部分について、当該組織が「元々は詐欺罪に当たる行為を実行するための組織でなかつたことや「組織の中に詐欺行為に加担している認識のない」者がいたことは問題とならない」としたものであつて、「それは団体の活動についてのものである」とする法務大臣の発言・解釈は誤りではないか。

内閣衆質一九三第八一号  
平成二十九年三月三日

二 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二条)第四十一条(輸入等)若しくは第四十二条の二(所持、譲渡し等)の罪、同法第四十一条の三第一項第三号(覚醒剤原料の輸入等)若しくは第四号(覚醒剤原料の製造)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目的の覚醒剤原料の輸入等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第四十一条の四第一項第三号(覚醒剤原料の所持)若しくは第四号(覚醒剤原料の譲渡等)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第

平成二十九年二月二十日提出  
質問 第八一號  
衆議院予算委員会における金田法務大臣の答弁に関する質問主意書

四 前記予算委員会において、法務大臣は、政府  
三 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三  
条において通信傍受の対象とされる犯罪のうち、長期四年以上の自由刑を法定刑に含むものの罪名をすべて挙げられたい。

御指摘の金田法務大臣の答弁は、平成二十七年九月十五日最高裁判所第三小法廷決定について、「組織的な犯罪集団」又は「組織的犯罪集團」について判示したものではなく、「団体の活動

の二第一項(營利目的の集団密航者の輸送)又は第七十四条の四(集団密航者の收受等)の罪

本年二月一日の衆議院予算委員会において、私の「組織的詐欺罪の成立を認めるためには、団体の構成員全員が自らその団体の活動に参加する意思を抱いていたり、そのような構成員全員の意思が結合していたりする必要はない」という趣旨の判例がある」とする指摘に對して、法務大臣は「それは団体の活動についてのものであるというふうに受けとめております」と答弁した。

「通信傍受の対象犯罪にはテロ等準備罪はなつております。したがつて、テロ等準備罪の捜査のために通信傍受を用いることは考えておりません。」と発言している。しかし、前問で挙げられた犯罪について、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（いわゆるT.O.C条約）に定める「重大な犯罪」に該当し、「テロ等準備罪」の対象となりうる。そうである以上、当該犯罪の既遂ないし未遂の被疑者の捜査に通信傍受を用いることによって、当該被疑者と通信した者につき、当該犯罪にかかる「テロ等準備罪」について判示したものではなく、「団体の活動」として「当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われた」とこと等を要件とする情報処理の高度化等に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第九号に掲げる罪に係る同条第一項（組織的な詐欺）の罪に関するものであると理解しているとの趣旨で述べたものである。

している。そのように「受けとめ」た理由を具体的に説明されたい。

五　同法第十四条に基づき、「傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪」についての通信として「テロ等準備罪」が対象とする犯罪の共謀を内容とする通信を傍受した場合、この傍受記録は「テロ等準備罪」の構成要件たる「共謀」を立証する証拠として利用できるか。右質問する。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)。以下「通信傍受法」という。別表第一又は別表第二に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪は、次のとおりである。

通信傍受法別表第一に掲げる罪

一 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条(栽培、輸入等)又は第二十四条の二(所持、譲渡し等)の罪

又は第六十六条の四第二項(營利目的の向  
精神薬の譲渡し等)の罪若しくはその未遂  
罪

五 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四  
十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)又  
は第三十一条の二(銃砲弾の無許可製造)の  
罪

六 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)  
第五十一条(けしの栽培、あへんの輸入等)  
又は第五十二条(あへん等の譲渡し、所持  
等)の罪

七 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十二条の四まで拳銃等の発射、輸入、所持、譲渡(し等)、第三十一条の七から第三十二条の九まで(拳銃実包の輸入、所持、譲渡し等)

又は第三十一条の十一第一項第二号(拳銃部品の輸入)若しくは第二項(未遂罪)の罪

八 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第五条

(業として行う不法輸入等)の罪

九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三条第一項第七号に掲げる罪に係る同条(組織的な殺人)の罪又はそ

の未遂罪

通信傍受法別表第二に掲げる罪

一 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)又は第二条(使用の未遂)の罪

イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八条(現住建造物等放火)の罪又はその未遂罪

ロ 刑法第一百九十九条(殺人)の罪又はその未遂罪

ハ 刑法第一百四条(傷害)又は第一百五条(傷害致死)の罪

二 刑法第一百二十条(逮捕及び監禁)又は第二百二十一條(逮捕等致死傷)の罪

ホ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、營利的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪の罪

ヘ 刑法第二百三十五条(窃盗)、第二百三

十六条第一項(強盗)若しくは第二百四十四条(強盗致死傷)の罪又はこれらの罪の未遂罪

若しくは第二百四十六条第一項(詐欺)、第二百四十六条の二(電子計算機使用詐欺)

ト 刑法第二百四十六条第一項(詐欺)、第

二百四十六条の二(電子計算機使用詐欺)

罪又はこれらの罪の未遂罪

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第七条第六項児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等又は第七項(不特定又は多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等)の罪

四及び五について

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五条1(a)(i)に規定する行為を犯罪とする法

整備については、現在、成案を得るべく法律案を検討中であり、当該法整備の具体的な内容等を前提とするお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げると、刑事案件の捜査及び公判は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)等に定める適正な手続に従つて行われるものと考えている。

口 刑法第一百九十九条(殺人)の罪又はその未遂罪

平成二十九年二月二十一日提出 質問 第八二一號

児童扶養手当の現況届の提出の見直しに関する質問主意書

提出者 西村智奈美

する懇談会)の検討結果を踏まえ、「児童扶養手当の現況届の提出の見直し」を厚生労働省に対してあらせんし、その結果、児童扶養手当の現況届は、全部支給停止者に限り郵送提出できることとなつた。

これまで児童扶養手当の受給権者は、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となつてゐる者(全部支給停止者)も、毎年八月に現況届を提出しなければならないが、居住地では必ず本人が窓口に持参して面談を受けなければならず、郵送提出は不可とされていた。全部支給停止者の面談は五分程度で終わることが多いが、平日五分程度の面談のために仕事を休まなければならないのはかなりの負担となつていて、現況届の郵送提出ができるようになつたことは一定の前進だと考える。

しかし、パートなどで働くひとり親世帯が他の世帯と比べても多いことから、受給権者にとって対面提出は負担になるケースも少なくないと考えられ、全部支給停止者への対応だけでは十分とはいはず、対象者をより広くできないか、受給権者にとってメリット、デメリットを含めてさらに幅広く検討する必要がある。

よつて、以下、質問する。

一 全部支給停止者に限るとはいへ、これまで対面によることとされていた現況届が郵送できるようになることとされたいた現況届が結果を明らかにされたい。

二 現況届を対面によつて提出しなければならない理由はなにか。

三 現況届を対面によつて提出することによつて、どのような効果が生じていいのか。具体的に、対面によって相談が行われ、よりよい就職へと結びついた等の件数や割合、現況届提出と相談にかかつた一人あたりの時間数(分數など、プラスの効果を数値により定量的に明らかにされたい。

の現況届の提出の見直し)を厚生労働省に対して不正受給を防止できているのか。

右質問する。

内閣衆質一九三第八二号 平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議員西村智奈美君提出児童扶養手当の現況届の提出の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員西村智奈美君提出児童扶養手当の現況届の提出の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「全部支給停止者に限るとはいへ、これまで対面によることとされたいた現況届が郵送できるようにする」ことについては、現時点では決定していないため、お尋ねの「その背景と理由、期待できる効果」についてお答えすることは困難であるが、児童扶養手当の現況届の提出について特段の事情がない限り対面による手続を行うことの徹底を都道府県等に対して要請している「児童扶養手当の現況届等について」(平成二十八年六月十六日付け雇児福発〇六一六第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)については、「児童扶養手当の現況届の提出の見直し(あらせん)」(平成二十九年二月十日付け総評相第八号総務省行政評価局長通知)の①において、「(i)面談が法令で義務付けられた手続ではないことから、受給者の過度な負担とならないよう、ひとり親家庭の現状を踏まえた十分な配慮を求める内容とすべきこと、(ii)受給者が面談のために仕事を休むことの負担等を考慮すべきであり、特に全部支給停止者は不正受給の問題は生ずることがない、

ひとり親家庭への支援に関する相談が必ずしも必要であるとはいえないことを踏まえて、見直しを行なうよう、総務省が厚生労働省に対してあつせんを行なっている。

## 二から四までについて

お尋ねの「現況届を対面によって提出しなければならない理由」については、支援を必要とするひとり親を行政の相談窓口に確実につなげ、その相談窓口において、ひとり親の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があるとともに、児童扶養手当の適正な受給を確保するため、都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)及び福管理する町村(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三十三条第一項の規定により手当の支給に関する事務を行なうこととされた町村長が統括する町村を含む。)の担当者が、児童扶養手当を受給するひとり親(全部支給停止者を含む。)に対してその現況について対面による聞き取りを実施し、当該ひとり親が児童扶養手当の支給要件を満たしているか等の確認をする必要があるためである。

また、お尋ねの「現況届を対面により提出することによって、不正受給を防止できているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、こうした聞き取りの実施は「不正受給を防止することに資するものと考えている。

なお、お尋ねの「現況届を対面によって提出することによる対面によつて相談が行われ、よりよい就職へと結びついた等の件数や割合、現況届提出と相談にかかつた一人あたりの時間現況届提出と相談にかかつた一人あたりの時間数(分數)など、プラスの効果」の数値については把握していないため、お示しすることは困難である。

平成二十九年二月二十一日提出  
質問 第八三号

南スーザン国連平和維持活動派遣部隊の日報の情報公開・公文書管理問題に関する質問主

意書

提出者 西村智奈美

行わせる「関係部隊等において不存在であつた場合には、海幕内においても、同様に他の課室に拡大して特定作業を行わせる」としている。  
そこで、以下、質問する。

一 日報は防衛省内のどこで共有されていたのか、その共有範囲ど、どのように報告等に使われているのかを明らかにされたい。またそのことは、陸上自衛隊及び統合幕僚監部で当然に把握されていたのではないか。

二 当初の探索範囲として挙げられている「作成元」や「陸上自衛隊部隊以外に、統合幕僚監部を探索したのか。情報共有範囲は適切に設定された結果、「不存在」としたもの、防衛省統合幕僚監部で見つかったというのが、今回説明されている経緯である。本件は二〇一六年九月に行われた情報公開請求に対し、期間延長をした上で決定を行つており、十分に探索をする時間があつたはずである。しかも、同年十二月二日に不存在決定を出し、その後、同年十二月二十六日には発見されている。

三 防衛省としては「たちかぜ」のアンケートのことは問題として十分に認識しているはずであり、海上自衛隊の固有の問題というより、本来的には防衛省・自衛隊において教訓とされるべき問題であったはずである。南スーザンPKOの日報は陸上自衛隊のものであるため、海上自衛隊の特命監察がそのまま適用されていなかつたということか。

四 これまでの情報公開法の運用をみると、防衛省は、情報公開請求に対する決定に占める不在の割合が目立つてゐる。省庁全体と、防衛省一二年度に特命監察結果が海上幕僚長あてに報告されているが、その報告書によると、再発防止に関する意見等が記載され、「不存在と判断する場合の再確認」として、「今後、開示対象文書を「不存在」と判断する場合には、海上自衛隊として、

五 日報は、「陸上自衛隊の内部資料による」と、派遣部隊の「日報」は後の訓練のための基礎資料認を行う必要がある」として、「海幕情報公開室から海幕担当課を通じて関係部署等の文書管理者に對して、捜索要領において一時的に保有され次を徹底することにより、当該判断の是非の再確認を行う必要がある」として、「海幕情報公開室から海幕担当課を通じて関係部署等の文書管理者に對して活用される「主要教訓資料源」とされ、特にPKOの派遣などでは鍛成訓練のシナリオや、現地での教訓を後に反映させるために使われる重要な資料とされる」(神奈川新聞「戦闘発生時の『日報』廃棄 陸自三か月足らずで南スーザンPKO」二〇一六年十二月十四日)とされている

が、そのとおりか。

六 南スーザンPKO派遣部隊日報問題では、日报が一年未満の保存期間文書であり、かつPKO関係文書が陸上自衛隊文書管理規則で三年保存文書とされているが、自衛隊の活動に係る文書は防衛省の組織としての資産であるという認識はあるか。

七 二月九日に行われた統合幕僚長の会見を報じた記事によれば、「日報に『戦闘』と記述されてい

ることに対し、「法的に誤解を招かないよう指導していきたい」「戦闘行為は同時に自衛隊の活動に大きな制約がかかる。法的に戦闘という意味を自衛官として知つておく必要がある」(議論にも発展することを考えて書くようにといふことだ)と述べたとされる(時事通信「PKO

部隊に法的意味指導」自撃状況を「戦闘」—南スーザン日報問題で制服組トップ)—二〇一七年二月九日)が、事実か。

八 このような「指導」により政治的な議論に発展することを念頭に日報が書かれたこととなると、率直さと現場感覚のない政治的な文書に日報が変質することになるが、その認識はあるか。

九 日報のような一次情報、情報評価、意思決定・政策決定の過程が記録として残されていることが、より適切な判断ができる組織の基礎となるはずである。一次情報段階で政治的配慮を求めることは、意思決定者・政策決定者にとって望ましい情報しか提供されない、あるいは記録として残つていかないという、組織として致命的な構造を抱えることになるのではないか。

十 「陸上自衛隊史・部隊史(原本)」「陸上自衛隊史」は三十年保存ののち廃棄としている。一方、海上自衛隊は、少なくとも「海上自衛隊史」は常用(無期限)とし、保存期間満了後は移管とし、廃棄できないこととなつてゐる。この違いは何なのか。

十一、陸上自衛隊文書管理規則では、他にも、「戦史等(行動史)」が三十年保存ののち廃棄とされており、さらに、「外國陸軍との情報交流に関する文書」(一年)、「国外情報に関する文書」(一年)、「日米幕僚懇談」(一年)、「他国軍交流」(一年)、「海外における能力構築支援事業」(一年)、「特殊作戦に関する文書」で「部隊運用」(一年)、「日米共同演習」(三年)、「統合訓練」(三年)、「米国における実動訓練」(三年)、「多国間訓練」(三年)、「教育訓練等の評価・分析」(一年)など、内容は不明だが、蓄積すべきではないかと思われる行政文書で、短期保存で廃棄とされているものが多数見受けられる。陸上自衛隊文書管理規則により、陸上自衛隊独自の行政文書で保存期間満了後に歴史文書として保管とされているものと、廃棄するものを、それぞれ挙げられる。

十二、防衛省内の情報公開請求に対する決定期間延長の状況について、三十日延長、特例延長、延長率をそれぞれ挙げられる。右質問する。

## 官報(号外)

内閣衆質一九三第八三号  
平成二十九年三月三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員西村智奈美君提出南スーザン国連平和維持活動派遣部隊の日報の情報公開・公文書管理問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## (別紙)

衆議院議員西村智奈美君提出南スーザン国連平和維持活動派遣部隊の日報の情報公開・公文書管理問題に関する質問に対する質問に対し、別紙答弁書

一について  
国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派

遣部隊」という)が作成する「南スーザン派遣施設隊日々報告」(以下「日報」という)は、自衛隊の情報システムを通じてUNMISS派遣部隊から中央即応集団司令部に報告されており、その際、当該情報システムにアクセスする権限を持つ者による閲覧等が可能となっている。しかしながら、日報の電磁的記録が統合幕僚監部の担当者によりその執務の参考として利用された後には残されていたことが、稻田防衛大臣の日報の検索指示により確認されるまで、統合幕僚監部において日報の電磁的記録が残されていなかったとの認識は陸上自衛隊及び統合幕僚監部内において共有されていなかった。

二について  
お尋ねの「情報共有範囲は適切に設定されているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)、以下「情報公開法」という)の規定に基づき平成二十八年十月三日に開示請求があつた日報については、当初、日報を作成したUNMISS派遣部隊及び日報の報告先の部隊である中央即応集団司令部を探査したものである。その後、稻田防衛大臣の指示により、範囲を広げて探索を行つたところ、日報の電磁的記録が統合幕僚監部において確認されたものである。

三について  
防衛省においては、情報公開事務に携わる職員に対し、情報公開制度についての教育を行つております。その際、御指摘の「特命監察」の結果の趣旨を反映している。

四について  
情報公開法第二十三条の規定に基づく施行状況の調査(以下「施行状況調査」という)の結果によれば、平成十三年度から平成二十六年度の各年度において、国の行政機関全体及び防衛省(平成十七年度までは防衛庁及び防衛施設厅

1 国の行政機関全体	2 防衛省
平成十三年度 ①六万四千七百三十四件	平成十三年度 ①二千二百一件 ②百六十七件 ③約七・六パーセント
②三千五百十一件 ③約七・〇パーセント	平成十四年度 ①千八百二十五件 ②百十九件 ③約六・五パーセント
平成十四年度 ①五万九千二百三件 ②千七百四十九件 ③約三・〇パーセント	平成十五年度 ①千二百三十六件 ②六十四件 ③約五・二パーセント
平成十五年度 ①六万八千八百六十七件	平成十六年度 ①千八十八件 ②九十三件 ③約八・五パーセント
②二千五十九件 ③約三・〇パーセント	平成十七年度 ①千四百四十八件 ②四十七件 ③約三・二パーセント
平成十六年度 ①七万六千七百四十三件	平成十八年度 ①千三百九十五件 ②二百十一件 ③約十三・三パーセント
②二千七十三件 ③約二・八パーセント	平成十九年度 ①千八百八十六件 ②二百五十一件 ③約十三・三パーセント
平成十七年度 ①七万四千六百七十六件	平成二十年度 ①二千三百九十九件 ②二百八件 ③約十一・三パーセント
②三千四百八十八件 ③約四・七パーセント	平成二十一年度 ①二千三百三十三件 ②二百八十三件 ③約八・九パーセント
平成十八年度 ①四万二千三百四十九件	平成二十二年度 ①二千三百九十九件 ②二七十八件 ③約三・七パーセント
②四千五百四十五件 ③約十・七パーセント	平成二十三年度 ①四千八百二十二件 ②二百九十七件 ③約三・一パーセント
平成十九年度 ①四万九千七百五十件 ②二千四百九十四件 ③約五・〇パーセント	平成二十四年度 ①六千五百三十二件 ②百九十九件 ③約四・三パーセント
平成二十年度 ①六万八千六百二十件 ②二千五百四十九件 ③約三・七パーセント	平成二十五年度 ①四千五百三十二件 ②百九十七件 ③約六・〇パーセント
平成二十一年度 ①六万二千九百十六件 ②二千五百四十九件 ③約五・〇パーセント	平成二十六年度 ①三千七百六十九件 ②二百百二十五件 ③約六・〇パーセント
平成二十二年度 ①七万三千三百四十五件 ②二千五百四十九件 ③約三・七パーセント	平成二十七年度 ①九万五千四百六十四件 ②二千一百七十八件 ③約二・七パーセント
平成二十三年度 ①八万三千七百十二件 ②二千五百四十九件 ③約三・三パーセント	平成二十八年度 ①九万五千四百六十四件 ②二千二百八十八件 ③約二・四パーセント
平成二十四年度 ①九万四千三百三十三件 ②二千五百四十九件 ③約三・〇パーセント	平成二十九年度 ①九万五千四百六十四件 ②二千二百八十八件 ③約二・五パーセント
平成二十六年度 ①九万七千五百四十四件 ②二千四百二十七件 ③約二・五パーセント	平成三十一年度 ①九万七千五百四十四件 ②二千四百二十七件 ③約二・五パーセント

五について 御指摘の「陸上自衛隊の内部資料」の意味するところが必ずしも明らかではないが、陸上自衛隊中央即応集団国際活動教育隊においては、教育訓練への反映が必要となる可能性のある事象の有無を確認するために日報を閲覧しているが、実際に教育訓練に反映すべき事項の研究及び検討については、主として国際平和協力活動	2 防衛省
一について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成十三年度 ①二千二百一件 ②百六十七件 ③約七・六パーセント
二について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成十四年度 ①千八百二十五件 ②百十九件 ③約六・五パーセント
三について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成十五年度 ①千二百三十六件 ②六十四件 ③約五・二パーセント
四について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成十六年度 ①千八十八件 ②九十三件 ③約八・五パーセント
五について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成十七年度 ①千四百四十八件 ②四十七件 ③約三・二パーセント
六について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成十八年度 ①千三百九十五件 ②二百十一件 ③約十三・三パーセント
七について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成十九年度 ①千八百八十六件 ②二百五十一件 ③約十三・三パーセント
八について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十年度 ①二千三百三十三件 ②二百八十三件 ③約八・九パーセント
九について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十二年度 ①二千三百九十九件 ②二七十八件 ③約三・七パーセント
十について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十三年度 ①四千八百二十二件 ②二百九十九件 ③約三・一パーセント
十一について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十四年度 ①六千五百三十二件 ②百九十九件 ③約四・三パーセント
十二について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十五年度 ①四千五百三十二件 ②百九十七件 ③約六・〇パーセント
十三について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十六年度 ①三千七百六十九件 ②二百百二十五件 ③約六・〇パーセント
十四について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十七年度 ①九万五千四百六十四件 ②二千一百七十八件 ③約二・七パーセント
十五について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十八年度 ①九万五千四百六十四件 ②二千二百八十八件 ③約二・四パーセント
十六について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成二十九年度 ①九万五千四百六十四件 ②二千二百八十八件 ③約二・五パーセント
十七について 国際連合南スーザン共和国ミツショヨンに派遣されている自衛隊の部隊(以下「UNMISS派	平成三十一年度 ①九万七千五百四十四件 ②二千四百二十七件 ③約二・五パーセント

等に派遣された要員から直接、そのような事象の詳細を聞き取った上で行つておる、こうした事象の有無を確認した後は日報は不要となるため保管していない。

## 六について

お尋ねの「防衛省の組織としての資産」の意味するところが必ずしも明らかではないが、防衛省における行政文書は、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)に基づき、適正な管理が図られるべきものであると認識している。

七から九までについて  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の平成二十九年二月九日の記者会見において河野統合幕僚長は、日報において、UNM I S S 派遣部隊が「戦闘」との用語を使用しないようとの指示は出しておらず、「率直さと現場感覚のない政治的な文書に日報が変質することになる」とび「一次情報段階で政治的配慮を求める」との御指摘は当たらない。

## 十について

防衛省における行政文書の保存期間については、公文書等の管理に関する法律及び公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)に基づき、行政文書の管理について定めており、同規則第四条第一項において機関等主任文書管理者を置き、また、同条第三項において、機関等主任文書管理者は総括文書管理者の事務を分掌することとしている。陸海空各自衛隊等の各機関においては、機関等主任文書管理者が、それぞれの機関の事務及び事業の性質、内容等に応じ、保存期間満了時の措置も含めた標準文書保存期間基準を定めているものである。

## 十一について

お尋ねの「陸上自衛隊独自の行政文書」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、御指摘において、同基準に掲げられた事項のうち「十

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係について  
平成二十九年一月二十五日提出質問第二九号

につき、合理的な説明を求める。

二 基金方式による再生事業について

一月二十五日付質問主意書の二は、「開門に代わる」という前提がなければ実施できないのか。

一 基金方式による再生事業について、「開門に代わる」という前提がなければ実施できないのか。

二 また、1について「開門に代わる」という前提があるときのみ実施できるというのであれば、それはどのような法的根拠に基づくものなのか。

三 どうう、一般的な行政上の法的根拠などについて質問したものである。

しかし、この質問の趣旨は、「開門調査をするならば再生事業をやめる」と断定したことを見たのではなく、そのような可能性があることに対する根拠を説明するよう求めたものである。

質問は、いずれも和解協議の前提となる行政上の法的根拠などに関する一般的な解釈に関するものであり、和解協議の内容に関するものではない。

それにも関わらず、なぜそのような一般的な解釈に関する質問に対しても回答することが「和解協議の内容に関するもの」か、理由を明示すべきである。

もし理由を明示できないのであれば、改めて誠実に回答すべきである。

そもそも、原告、補助参加人を問わず、多くの当事者が手続に関与し、また、漁業関係者、農業関係者など多くの利害関係人が影響を受けた本件と解釈の前提となる法的解釈について、質問に誠実に回答することは、和解協議に対する国の誠意を明らかにすることに他ならない。

改めて誠実な回答を求める。

三 國の立場について

一月二十五日付質問主意書の三は、「中立的立場」を放

質問 第八四号

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する再質問主意書

提出者 大串 博志

平成二十九年一月二十二日提出

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する再質問主意書

提出者 大串 博志

棄して、差止め原告の主張に沿つた解決のみを指向するとしたのはなぜか。

2 裁判所が和解協議において、現状と異なる方針をとれば、國も従う意向か。国も従う意向か。  
という二点について質問したものであるが、本件答弁書では「和解協議の内容に觸れる事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。」と回答されている。  
しかししながら、これらの質問は、和解協議の内容についての回答を求めるものではなく、国の和解協議に臨む姿勢について問うたものである。

また、本年二月八日付で、福岡高等裁判所に対し、國は「上申書」を提出した。その「上申書」においては、國は「國民の税金により年間約三億円の間接強制金を支出しているのであって、時間の浪費は許されない」などとして、請求異議訴訟の審理再開を求めていた。  
しかし、國が間接強制金を課されているのは、確定判決に基づく開門義務を履行しないからであり、その理由として國は、「一月二十五日付質問主意書の三で述べたとおり、平成二十五年に長崎地方裁判所で開門差止めの仮処分決定が出され、「中立的立場」に立たざるを得ないから」と説明してきた。

その開門差止めの仮処分決定については、保全異議の抗告審が福岡高等裁判所で既に結審し、それで國の申立てが認められれば、國が「どちらにも立たない」と主張している根拠は解消し直ちに開門判決の履行に着手すれば、間接強制金の支払もやめられる。  
他方で、開門確定判決の執行力を争う請求異議訴訟においては、國が新たな主張を出したところで中断しており、判決に至るまでは、今後相当な期間の審理が必要となることは明らかである。  
それにも関わらず、なぜ開門差止めの仮処分の効力を争うこととは考えずに、開門確定判決の

執行力を争うことのみに傾注するのか。

この質問は、和解協議の内容とは関係なく、國の和解協議に臨む姿勢そのものについての質問である。真に時間の浪費は許されないと考えているのであれば、より早く解決する可能性がある開門差止めの仮処分の効力を争うべきであるにも関わらず、なぜ、「中立的立場」を放棄し、非開門の立場に偏頗する姿勢をとるのか、改めてその合理的理由を説明するべきである。右質問する。

#### 内閣衆質一九三第八四号

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大串博志君提出諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一から三までについて  
お尋ねについては、先の答弁書(平成二十九年二月三日内閣衆質一九三第二九号)一について及び二及び三についてでお答えしたとおりである。

平成二十九年二月二十二日提出  
質問 第八五号  
外国人技能実習制度におけるサラブレット生産に関する質問主意書

提出者 柿沢 未途

一について  
技能実習制度の対象職種(以下「対象職種」という)として認められるためには、対象職種として追加が検討されている職種について、技能

発達上國の青壯年が日本の先進農水技術等を習得したいというニーズに応え、将来的には日本農產品の輸出増までを見込める、我が國の近未来に有効な制度のひとつであると評価している。しかし、その対象職種は全面開放されてしまう、日本レッド生産は近年の日本産馬の海外競馬競走における活躍が証明している通り、その生産育成技術が世界からも高く評価されているにもかかわらず、対象職種から除外されている。

一 サラブレッド生産が、外国人技能実習制度の対象職種とならなかつた理由と経緯を明らかにされたい。  
二 いくつかのサラブレッド生産の関連団体等から、サラブレッド生産も外国人技能実習制度の対象職種とするよう内閣府等へ要望が出されているようだが、政府はこの要望をどう受け止め今後どのように対処されるのか、方針を示されたい。  
右質問する。

内閣衆質一九三第八五号

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員柿沢未途君提出外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一について  
お尋ねの「サラブレッド生産」については、これまで対象職種の要件を備えていることが確認できていなかつたこと等の理由から、対象職種となつてはいない。

衆議院議員柿沢未途君提出外国人技能実習制度におけるサラブレッド生産に関する質問に対する答弁書

一について  
技能実習制度の対象職種(以下「対象職種」といって認められるためには、対象職種として追加が検討されている職種について、技能

実習生が修得しようとする技能、技術又は知識(以下「技能等」という)が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと、技能実習生が帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること、技能実習生が住所を有する地域において修得することが不可能又は困難である技能等を修得しようとすること、基礎二級の技能検定(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十四条第二項に規定する技能検定をいう)その他これに準する検定又は試験があること等の要件(以下「対象職種の要件」という)を備えていることが必要とされている。新たな対象職種の追加は、対象職種の要件を備えていることが確認された後に、厚生労働大臣が「技能実習制度推進事業等運営基本方針」(平成五年四月五日厚生労働大臣公示)の別表に職種及び作業を追加することにより行われる。

お尋ねの「サラブレッド生産」については、これまで対象職種の要件を備えていることが確認できていなかつたこと等の理由から、対象職種となつてはいない。

お尋ねの「サラブレッド生産」については、内閣府に設置されている「規制改革ホットライン」において、対象職種のうち畜産農業の職種の作業に「軽種馬」を追加することを内容とする複数の要望が寄せられており、所管省庁の検討結果として、「ご指摘の作業については、どのような技能を修得させるか等も含め、左記要件も勘案・整理いたしました上で、御相談ください。」との回答を公表しているところであり、今後、政府として適切に対応してまいりたい。

平成二十九年二月二十二日提出  
質問 第八六号

中央競馬と地方競馬の「二重構造」に関する質問主意書

提出者 柿沢 未途

中央競馬と地方競馬の「二重構造」に関する質問主意書

〔別紙〕  
衆議院議員柿沢未途君提出中央競馬と地方競馬の「二重構造」に関する質問に対する答弁書

一について

競馬における調教師及び騎手の免許は、競馬の競走の公正を確保するための不適格者の排除を目的としており、競馬の施行と密接な関係を有している。このため、競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の制定に際しては、各競馬主催者が免許を行うものとして、国営競馬の調教師及び騎手の免許にあつては政府が、地方競馬では地方競馬全国協会がそれぞれ独自の基準で免許を交付している。

一 このような世界でも稀と言える非効率な免許制度はどのような経緯で作られたのか、政府の認識を示されたい。

二 中央競馬と地方競馬では、売上や賞金額が示しているように、その待遇や労働条件においても大きな格差がある。これについて政府は認識をしているか。

三 安倍内閣は、「同一労働同一賃金」の考え方を働き方改革の中で大きな柱に据えているが、内閣総理大臣賞や農林水産省賞典の授与などを行い、政府とも関係の深い競馬界に内閣の重要な施策と相反する格差や差別が存在することをどう捉えているのか、認識を示されたい。

右質問する。

平成二十九年二月二十二日提出  
質問 第八七号

安全保障と科学研究に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

〔別紙〕  
衆議院議員岡本充功君提出安全保障と科学

研究に関する質問に対する答弁書

1について

防衛省における安全保障技術研究推進制度の歳出予算是、平成二十七年度が約三億円、平成二十八年度が約六億円であり、委託費の上限が一件当たり年間三千九百万円の研究課題を公募した。平成二十九年度予算では、当該制度として、同年度に研究期間を五箇年以内とした研究課題を複数採択するため、国庫債務負担行為として、同年度以降の五箇年度以内で、百億円の支出を予定する債務負担限度額を計上しており、当該限度額のうちの約十二億円を含め、同

一六年度は六億円の予算措置がされ、比較的小規模なテーマに、一件あたり年間最大約三千万円が支給されていた。ところが二〇一七年度予算案では、前年度比約十八倍にあたる百十億円、一件あたり五年で数億円から数十億円の大規模プロジェクトが新設されるものと承知している。

これらを踏まえ、以下質問する。

1 事実関係に誤りはないか。

2 本年度の予算で、前年度比約十八倍、ないし、二年で約三十七倍に増額された事業はあつたか。あれば、年度、所管省庁や事業名等を具体的に示されたい。

3 過去の予算で、前年度比約十八倍、ないし、二年で約三十七倍に増額された事業はあつたか。あれば、年度、所管省庁や事業名等を具体的に示されたい。

4 本年度の予算で、前年度比約十八倍、ないし、二年で約三十七倍に増額された事業はあつたか。あれば、年度、所管省庁や事業名等を具体的に示されたい。

5 年度歳出予算は約二十二億円を計上している。

お尋ねの「事業」がどのような事業単位を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、例えば、府省・組織別及び特別会計・勘定等別に平成二十八年度から過去五箇年度分をお示しすると、次のとおりである。

平成二十八年度

総務省 (組織) 総務本省(項) 選挙制度等整備費

文部科学省 (組織) 防衛本省(項) 平成二十七年度甲IV型警備艦建造費及び(組織) 防衛本省(項) 平成二十七年度潜水艦建造費

厚生労働省 (組織) 厚生労働本省(項) 保育研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費

文部科学省 (組織) 防衛本省(項) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費

国土交通省 (組織) 国土交通本省(項) 自動車運送業市場環境整備推進費

防衛省 (組織) 防衛本省(項) 平成二十六年度潜水艦建造費

厚生労働省 (組織) 厚生労働本省(項) 子ども・子育て支援対策費及び(組織) 厚生労働本省試験研究機関(項) 厚生労働本省試験研究所施設費

国土交通省 (組織) 国土交通本省(項) 都市

内閣衆質一九三第八六号  
平成二十九年三月三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員柿沢未途君提出中央競馬と地方競馬の「二重構造」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣衆質一九三第八六号  
平成二十九年三月三日  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員岡本充功君提出安全保障と科学

研究に関する質問に対する答弁書

1について

防衛省における安全保障技術研究推進制度の歳出予算是、平成二十七年度が約三億円、平成二十八年度が約六億円であり、委託費の上限が一件当たり年間三千九百万円の研究課題を公募した。平成二十九年度予算では、当該制度として、同年度に研究期間を五箇年以内とした研究課題を複数採択するため、国庫債務負担行為として、同年度以降の五箇年度以内で、百億円の支出を予定する債務負担限度額を計上しており、当該限度額のうちの約十二億円を含め、同



官報 (号外)

けた上で保育に従事できるようにすべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、幼稚園教諭については、保育士資格を取得する場合、保育士試験の試験科目の一部を免除する特例を設けており、また、当分の間、保育所等に配置する必要がある保育士の数の三分の一以下の範囲内において、保育士とみなすことができるとしている。看護師については、乳児四人以上を入所させる保育所において、当分の間、一人に限って保育士とみなすことができること等の措置を講じてある。また、お尋ねの「介護士」とは、介護福祉士を指すものと考えているが、介護福祉士及び社会福祉士等については、平成二十七年六月三十日に閣議決定した「日本再興戦略」改訂二〇一五に基づき、保育士資格を取得しやすくするための方策について検討しているところである。

三について  
地域の保育ニーズに応じた保育の受皿を確保するため、一定規模以上のマンションの建築が行われる際、事業者に保育所の設置の協力を要請する市町村(特別区を含む)。以下同じ。があるということは承知している。保育所等の整備は保育の実施義務を有する市町村が地域の保育ニーズを踏まえて計画的に行うものであるため、こうした要請等を行うか否かは市町村が判断すべきものであると考えているが、厚生労働省としては、市町村が工夫を行っているこのようない取組を引き続き周知してまいりたい。

平成二十九年二月二十三日提出  
質問 第九〇号

地方公務員法の欠格条項に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

書  
地方公務員法の欠格条項に関する質問主意書  
二〇一三年に、成年後見制度における被後見人

平成二十九年三月七日 衆議院会議録第八号

議長の報告

内閣衆質一九三第九〇号  
平成二十九年三月三日  
衆議院議長 大島 理森殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格条項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について  
成年被後見人又は被保佐人に係る地方公務員法第十六条第一号の規定の見直しについては、

が選挙で投票できるように公職選挙法が改正された。また、二〇一六年には、成年後見制度を活用した認知症

進法が成立して、成年後見制度を活用した認知症患者などの権利擁護の推進が期待されるにもかかわらず、地方公務員法第十六条では、自治体が条例を定めない限り、成年後見制度の被後見人と被保佐人は、公務員になれない。あるいは現職公務員が被後見人や被保佐人になつた場合には失職するという欠格条項が残っている。他方、兵庫県明石市においては成年後見制度を利用する障がい者にも採用の道を開くため、二〇一六年に「明石市職員の平等な雇用機会を確保し障害者の自立と社会参加を促進する条例」を制定し、被後見人や被保佐人であつても明石市の全職種の市職員採用試験の受験を可能とし、現職員が被後見人になつた場合でも失職しないと規定した。

このような明石市の取り組みは高く評価されるべきと考えることに加えて、障がい者に対する差別の解消や障がい者の雇用促進の観点から明石市の取り組みが全国的に拡大することを期待しつつ、以下質問する。

一 政府として、明石市の条例をどのように評価するか。政府の見解を示されたい。

二 障がい者差別解消、障がい者の雇用促進、本などを支援するための成年後見制度の本来の趣旨などから、地方公務員法第十六条のうち「成年被後見人又は被保佐人」の条項を撤廃する地方公務員法の改正を行うべきではないかと考える。政府の見解を示されたい。

右質問する。

一について  
衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格条項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

二について  
成年被後見人又は被保佐人に係る地方公務員法第十六条第一号の規定の見直しについては、

[別紙]

衆議院議員中根康浩君提出地方公務員法の欠格条項に関する質問に対する答弁書

公務員法制における欠格条項の趣旨、欠格条項の適用を除外する場合を定めることができる旨の規定等を踏まえつつ、慎重に検討すべきものと考えている。

一について

成年被後見人については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七条において、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者とされており、同法第九条の規定により、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除き、成年被後見人の法律行為は、取り消すことができるのこととされている。また、被保佐人については、同法第十一条において、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者とされており、同法第十三条第四項の規定により、保佐人の同意を得なければならぬ行為であつて、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができることとされている。

他方、地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、一定の状況にある者については、職員たる資格を認めないことが地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営の観点から合理的であると考えられることから、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条の規定により成年被後見人及び被保佐人を含む一定の者について欠格条項が定められ、また、同法第二十八条第四項の規定により職員が欠格条項に該当するに至つた場合の失職が定められている。各地方公共団体において、同法第十六条又は第二十八条第四項の規定に基づく条例を定めるに当たつては、欠格条項の趣旨等を踏まえて検討すべきものと考えているが、政府として、個々の地方公共団体の条例に対する評価について見解を述べることは差し控えたい。

官 報 (号 外)

平成二十九年三月七日

衆議院会議録第八号

第明治  
三十  
種  
五年  
三月  
郵便  
物認  
可日

發行所
二東京一 獨番都〇 行五香港一 政法八 人國立四 園印刷局 二五丁目
電 話
03 (3587) 4294
定 價
本号一部 (本体 一一八円 一一〇円)